

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により同項の規定を実施するため、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる固定式刺網漁業のうち、はまち底刺網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日

京都府知事

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| 漁業種類     | 漁業者の数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格                      |
|----------|-------|------|------|--------------------------------|
| はまち底刺網漁業 | 7 名   | 別記 1 | 周年   | 京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者 |
|          |       | 別記 2 |      | 京丹後市網野町磯、塩江、浜詰に住所を有する者         |
|          |       | 別記 3 |      | 京丹後市久美浜町に住所を有する者               |

別記

- 京都府沖合海面（次のア、イ、ウの線により囲まれた海域）
  - 京丹後市網野町万豊鼻突角岩石京共基第 59 号標柱から真方位 324 度 20 分の線
  - 京丹後市丹後町城ヶ鼻（通称）と同町犬崎山頂を結ぶ線の延長線
  - 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界（通称一本松）から真方位 0 度 00 分の線
- 京都府沖合海面（次のア、イ、ウの線により囲まれた海域）
  - 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界（通称一本松）から真方位 0 度 00 分の線
  - 北緯 35 度 44 分の線
  - 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位 330 度 45 分の線
- 京都府沖合海面（次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域）
  - 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県の境界正北の線
  - 北緯 35 度 44 分の線
  - 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位 330 度 45 分の線

- 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和 6 年 1 2 月 6 日から令和 7 年 1 月 7 日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この許可の有効期間は、許可の日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件（別紙参照）

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件を付すことがある。

別紙

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件

|      |  |
|------|--|
| 別記 1 | <p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) 使用漁具は1重刺網以外を使用してはならない。</p>  |
| 別記 2 | <p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) タカ礁の最浅部を中心として半径1,500メートルの北半円では操業してはならない。</p> <p>(3) 浜詰夕日地先ぶり定置漁業の漁具設置の前面1,000メートル、沖合1,000メートル、後面300メートル以内の海面においては操業してはならない。</p> <p>(4) 4月、5月及び6月の3ヶ月間は昼間操業してはならない。</p> <p>(5) 使用漁具は1重網以外を使用してはならない。</p> |
| 別記 3 | <p>(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) 使用漁具は1統とし、1重刺網以外の漁具を使用してはならない。</p>  |